

■ Article ■

オーナー貸付金の資本化における税務上の取扱い及び留意点

東京税理士会調査研究部委員・税理士 大畑 智宏

はじめに

同族法人等の代表者等が当該法人に対し多額の貸付金等（法人側の処理は役員借入金等）（以下「オーナー貸付金」という。）を有している場合がある。

このオーナー貸付金は、代表者等が法人の資金繰り悪化等により資金の貸付を行う、法人経費の立替等を行うことなどにより形成されるが、代表者等の相続時点においてその貸付金の額が多額に残存し、相続税の課税対象となるケースが多く見受けられる。

貸付金の評価は、財産評価基本通達204により元本の価額と利息の価額との合計額によって評価される。一方で、貸付金の債務者に会社更生手続の開始の決定等の事由が生じている場合、その他回収が著しく困難であると見込まれる場合等には、同通達205により元本価額等が不算入となる旨が規定されているが、オーナー貸付金に、この不算入規定が適用されることは稀であり、ほとんどのケースで元本の価額等による評価が行われる。

オーナー貸付金は、その形成経緯等から同族会社の自己資本的要素が強く換金性が乏しいと言える。そのため、その承継者は、担税力のない状態で相続税等の課税負担を負う形になっている。この承継負担に対する相続開始前の処理の一つとして、資本化（現物出資）（Debt Equity Swap、以下「DES」という。）がある。本稿ではこのDESにおける税務上の取扱い、及び留意点について解説する。

1. DESの概要

（1）概要

DESは主に企業の事業再生を行う過程で負債の圧縮や資本を強化し財務の健全化を図るための手法である。DESの実行により法人側では借入金が資本の部に振り替えられ、債権者側では金銭債権が株式に振り替わる（仕訳参照）。

法人側の仕訳 （借方）借入金 / （貸方）資本金 × × ×

債権者側の仕訳 （借方）有価証券 / （貸方）貸付金 × × ×

（2）法人税法における留意点

平成18年度の法人税法の税制改正により資本金等の額の定義が明確化された。法的手続きにおいては債権の額面額を資本化する方法が定着していたが、同改正により税務上の取扱いにおいては、適格現物出資による場合を除き債権の評価を時価により行うことが強制された（法令8①1）。

(借方) 役員借入金8,000千円/ (貸方) 役員借入金 6,000千円 (※DES対象債権時価)
/ (貸方) 債務消滅益 2,000千円
(借方) 役員借入金6,000千円/ (貸方) 資本金 6,000千円 (債権時価で出資)

2. 貸付金の時価

(1) 企業再生税制が適用される法人の債権時価

① 「事業再生に係るDES研究会報告書」における債権時価

ア 時価について

金銭債権の時価評価については法令で明確な規定は存在していないが、時価評価方法の指針として平成22年1月に「事業再生に係るDES研究会報告書」が経済産業省経済産業政策局産業再生課より発表された。同報告書では、債権時価の評価方法について、「再生企業の合理的に見積られた回収可能額に基づき評価されることになる」とあり、その回収可能額は、資産評定基準に基づき、資産負債ごとに評価を行い、債務処理に関する計画における損益の見込み等を考慮して算定されるとしている。

この内容に関し経済産業省から国税庁に対し照会（「企業再生税制適用場面においてDESが行われた場合の債権等の評価に係る税務上の取扱いについて」）が行われ、国税庁の回答は、照会に係る事実関係を前提とし差支えないとされた。なお、研究報告書の対象は、私的整理のうち企業再生税制の適用されるもの（法令24の2①の要件を満たすもの）でありそれ以外の私的整理及び法的整理は対象から除かれている。

イ DESの対象とされなかった債権が存在する場合

債権者が有する債権のうちDESの対象とされなかった債権が存在する場合において、国税庁は照会者の見解となった理由において、つぎの通り債務消滅益の確定方法を示している。

「債権者の有する1,000（簿価）の債権について、その合理的な回収可能額が900と見込まれる場合において、その債権のうち800をDESの対象としない債権とし、200をDESの対象としたときは、DESの対象となる債権（200）の評価額は、DESの対象とされなかった債権（800）を含んだ回収可能額（900）から、DESの対象とされなかった債権の債権金額（800）を控除した金額（100）となります（この場合、債務消滅益100を計上することとなります。）。」

② 財務省「平成21年度税制改正の解説 法人税法の改正（P211）」における債権時価

財務省の標題の解説では、企業再生に際してDESが行われた場合において給付を受ける債権に付されるべき時価について、つぎのような例示が挙げられている。

ア 通常取引条件の下、その時において第三者に譲渡した場合に通常付されるべき価額

イ 債務者である法人が有する資産の全部をその時において処分した場合に得られる金銭の額の合計額をもって、その法人に対する債権について、担保、保証又は優先劣後関係を考慮して弁済することとしたときに、その債権について弁済をすべき金額

(2) 企業再生税制が適用されない法人の債権時価（オーナー貸付金の時価）（筆者私見）

(1) のような企業再生税制が適用される法人は債務超過状態であることが前提と思われる。企業再生税制が適用されない法人（以下「非適用法人」）に対する債権時価はどのようになるだろうか。

(1) の債権時価評価において特徴的な部分は、DES時点の処分価額が評価額の中心となり、今後再生によって得られる利益によるDES対象債権の返済可能性を考慮していない部分である。企業再生税制が適用される法人は継続を前提としている点においては、同税制が適用されない同族会社も同様の評価方法が適用されると考えられる。

また、(1) ①の国税庁の回答及び平成21年度税制改正の解説にもある通り処分価額については、優先劣後関係を考慮して債権時価を求めるとある。オーナー貸付金は、他の債権に対し返済の優先順位は劣ると考えられるため処分価額からオーナー貸付金以外の法人に対する債権を除いた金額がオーナー債権の時価と考えることが出来る。この部分においては非適用法人についても同様と考えられる。資産の回収可能額（処分価額）からオーナー債権以外の債権を控除した価額を求め、その価額が額面金額を超える場合、貸付金全額の弁済が可能であるため貸付金の時価は額面金額となる。一方で他の債権控除後の処分価額が額面金額を下回る場合には、その価額が貸付金の時価となると考えられる。

3. 債務消滅益の把握

2. (2) により求めたオーナー貸付金の時価が、額面金額を下回る場合には額面金額と時価との差額について債務消滅益を把握する必要が生ずる。

債務消滅益については繰越欠損金等と相殺することとなるが、法的事由に基づく再生計画及び恣意性の介入されない私的整理ガイドライン等に定める再生計画に基づく債権資本化による場合は「会社更正等による債務免除等があった場合等の欠損金の損金算入」（法法59）により期限切れの欠損金の優先控除等（法法59②、法令118）及び資産の評価損計上（法法33③④）の適用が可能である。しかし、オーナー貸付金については、清算する場合を除き、これらの期限切れ欠損金の損金算入は適用されないため債務消滅益に対する法人税課税が生ずることとなる。

4. 株式発行時の課税上の問題

貸付金の時価が確定後は、その時価に相当する株式の交付を受けることとなる。

出資者が交付を受ける株式の価値（1株あたり時価×発行株式数）が出資する債権の時価より大きい場合（下記（A）＜（B））には、有利発行（出資者への利益移転）に該当し、出資者の経済的利益に課税が生ずる可能性がある。また、出資者が交付を受ける株式の価値が、出資債権時価より小さい場合（下記（A）＞（B））には、不利発行（出資者から既存株主への利益移転）に該当する。さらに、発行会社が同族会社である場合において、DES前とDES後で他の株主の株価が上昇し、著しく低い価額で現物出資があったと認められる時は、既存株主に対するみなし贈与（相基通9-2）が発生する。よって課税上の問題をクリアするためには、時価による発行であること（出資者が交付を受ける株式の価値が出資債権時価と同じであること（下記（A）＝（B））が必要となる。なお、1株あたり時価は、DES後の時価を基礎に計算する。

債権者 出資する債権の時価（A） → 法人
債権者 ← 交付を受ける株式の価値（DES後1株時価×発行株式数）（B） 法人

5. 株式発行時の具体的な課税規定

（1）有利発行（（A）＜（B）の場合）（所令84②五、所基通23～35共-7、9 59-6）

出資する債権の時価より交付を受ける株式価値が大きい場合（有利発行）にどのような課税があるかを検証する。株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合（該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるなど一定の場合）には、有利発行を受けた株主は、時価から払込価額等を控除した価額に相当する経済的利益を発行法人から受けたものとされ、所得税課税が行われる（所法36②）。この場合、交付を受ける株式の価値を計算する1株あたり時価は、みなし譲渡等に関する通達（所得税基本通達59-6）に、財産評価基本通達に定める「小会社」方式により評価し、土地及び有価証券は時価によること、評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないことが規定されている。

また、既存株主が出資者の親族であり、かつ、出資する債権の時価より交付を受ける株式の価値が大きい場合（有利発行）で、明らかに既存の親族株主からの出資者へ利益移転が認められる場合には、相続税法第9条の規定により、既存の親族株主から移転した価値に相当する金額の贈与があったとみなされる可能性がある。この場合、贈与があったとみなされる金額は、財産評価基本通達を基礎に計算された株価価値の上昇分が課税されることとなる。

オーナー貸付金のDESにおいて、既存株主から出資者への利益移転が認められる場合は後者の規定の適用が行われる。なお、贈与とみなされる場合には、所得税法第9条1項16号（非課税所得）により所得税は課税されない。これらの課税の問題をクリアするためには、所得税基本通達59-6で算定した価額により発行株式数を決定する必要がある。

(2) みなし贈与 ((A) > (B) の場合) (相基通9-2)

出資する債権時価より交付を受ける株式の価値が小さい場合(不利発行)に、どのような課税があるかを検証する。相続税基本通達9-2において既存の同族株主は、時価より著しく低い価額で現物出資があった場合、株式の価額のうち増加した部分に相当する金額を、現物出資をした者から贈与によって取得したものとして取り扱うこととされている。

6. 発行株式数の確定方法(筆者私見)

5.の規定による課税を受けないため、出資債権と交付株式価値が同一((A) = (B))となるよう発行価額及び発行株式数を確定することが求められるが、交付株式の1株あたりの時価をどの方法により算定するかが問題となる。所得税基本通達59-6で規定している小会社方式は時価純資産価額を原則としつつ、納税義務者の選択により類似業種比準価額を50%採用することが認められている。さらに非上場株式の評価は大・中・小会社の区分により評価方式が異なるが、いずれの会社区分においても納税者の選択により時価純資産価額で評価することが認められている。そのため、つぎの算式の「1株あたりの時価」を「1株あたりの時価純資産価額」とし、発行株式数を求めることは可能と考える。

出資債権の時価(A) = 交付株式(1株あたりの時価 × 発行株式数)(B)

具体的には、出資債権の時価(A)を「1株あたりの時価純資産価額」で除し、発行株式数を求めることで、(A)と(B)の一致を確認することができる。

7. まとめ

オーナー貸付金のDESについて、出資する貸付金時価が額面金額を下回る場合、債務消滅益が発生し、法人税の課税関係が生ずる(上記1.~3.)。さらに、出資する貸付金の時価と交付を受ける株式の価値に差異がある場合、出資者や既存株主に贈与税等の課税関係が生ずる可能性があるため、発行株式数の確定に留意が必要である(上記4.~6.)。

以上